

鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券取扱要項

1 目的

鹿嶋市が行う「鹿嶋市長寿をたたえる事業」において、鹿嶋市が配布する鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券（以下「祝券」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

2 祝券の概要

- (1) 名 称 鹿嶋市長寿をたたえる事業祝券
- (2) 発 行 者 鹿嶋市
- (3) 性 質 77歳以上の節目年齢となる高齢者の長寿を祝うとともに、市内での飲食を促すための祝券。
- (4) 取扱事業者 市に登録した特定飲食事業者（以下「事業者」という。）
- (5) 利用対象 事業者が提供する食事（デリバリー・テイクアウト含む。）の会計引換券
- (6) 配布予定額 7,000千円（2千円相当×3,500人）
- (7) 利用単位 1人あたり500円券を4枚綴りで計2千円分
- (8) 利用期間 令和7年8月18日（月）～令和8年2月28日（土）
- (9) 配布対象 昭和24年4月1日以前に出生した節目年齢（77, 80, 85, 88, 90, 95, 99歳以上）に到達する者、かつ、当該年度の7月1日現在で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者

3 祝券の取扱い

- (1) 利用者は、事業者が提供する食事（デリバリー・テイクアウトを含む。）の会計時に、祝券を事業者に提出することで代金を支払うことができる。
- (2) 事業者は、使用された祝券を受け取り保管するものとする。
- (3) 祝券は、2(8)に規定する期間中のみ使用できるものとし、期間を過ぎた場合は使用できない。

4 事業者による祝券の換金

- (1) 事業者は、使用された祝券を鹿嶋市介護長寿課に提出し、提出した金額分と換金することができる。
- (2) 事業者は換金を申請する場合は、別紙「鹿嶋市長寿をたたえる事業交付請求書」に必要事項を記入し、使用された祝券を添付の上、鹿嶋市介護長寿課に提出する。
- (3) 支払いは、請求書に指定された受取口座に鹿嶋市から振り込まれる。

5 留意事項

- (1) 事業者は、本要項を熟読の上、適正に祝券を取り扱うとともに、利用者に対して適切に説明を行えるようにすること。
- (2) 祝券は、紛失した場合や盗難にあった場合の再発行はできない。
また、使用済みの祝券についても、紛失した場合や盗難にあった場合は換金することができない。
- (3) 祝券の転売、使用済み祝券の再使用は禁止する。
- (4) 本要項に記載されていない事項及び不明な点は、鹿嶋市介護長寿課まで問い合わせること。

6 問合せ先

鹿嶋市健康福祉部介護長寿課

〒314-8655 鹿嶋市平井1187番地1 鹿嶋市役所1階 窓口12番

TEL：0299-82-2911（内線342）

FAX：0299-77-7865